



2007.5.20発行

【目次】

- 平成19年度税制改正 — 特殊支配同族会社役員給与の損金不算入に関する変更点
- 相続の勉強部屋 シリーズ 第2回
- 『労災保険給付』手続きの流れ
- 地震保険料控除創設

平成19年度税制改正 役員給与の損金不算入に関する変更点
特殊支配同族会社

概要 平成18年度税制改正で導入された『特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入』とは、特殊支配同族会社に該当する法人が業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額が損金の額に算入されないという制度です。この制度の創設により要件に該当する会社は増税となりました。

このたびの平成19年度税制改正でこの制度の適用要件が一部変更となりました。なお、平成19年度税制改正での変更の適用開始は平成19年4月1日以後開始の事業年度からになります。

役員給与が損金不算入となる要件

《変更点》 基準所得金額判定基準引き上げ

(1) 特殊支配同族会社の判定 (変更なし)

業務主宰役員や、その関連者の『持株割合が90%以上』かつ『常務従事役員に占める割合が50%超』の会社は特殊支配同族会社に該当します。

(1)に該当し、下記(2)にも該当する法人に役員給与の損金不算入の規定が適用されます。

(2) 基準所得金額の判定 (変更あり)

基準所得金額とは、簡単に言えば、業務主宰役員に給与を支払わなかった場合の法人の所得(欠損)金額の過去3年間の年平均額です。基準所得金額 = 過去3年度分の(法人の所得・欠損金額 + 業務主宰役員の給与) ÷ 3年で算出します。

《改正前》 下記いずれかに該当する場合に適用
基準所得金額が3,000万円超の会社
基準所得金額が800万円超3,000万円以下かつ
基準所得金額に占める業務主宰役員給与割合が
50%超の会社

判定基準の下限が800万円超から1,600万円超に引き上げられました。

《改正後》 下記いずれかに該当する場合に適用
基準所得金額が3,000万円超の会社
基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下かつ
基準所得金額に占める業務主宰役員給与割合が
50%超の会社



相続の勉強部屋

第二回

相続の勉強部屋と題しまして、相続の概要や手続きなど、基本的な部分について、シリーズ形式でわかりやすく紹介していきます。

前第1回は相続の概要や基本的な流れについて触れていきました。今回は第2回として「相続人」について触れていきたいと思ひます。

●相続人について

相続人は身内ならだれでもなれるわけではなく、民法において相続人になれる人の範囲が定められており、これを法定相続人といひます。

●法定相続人の範囲

法定相続人になれる人の範囲は主に以下のとおりです。

はいくうしゃ

配偶者…常に法定相続人になる

ちよつけいひぞく

直系卑属…子、孫など

ちよつせいぞんぞく

直系尊属…父母、祖父母など

けいていししまい

兄弟姉妹

みつうようし

普通養子…実親のほか、養親の法定相続人にもなる

たいじ

胎児…まだ生まれていない子

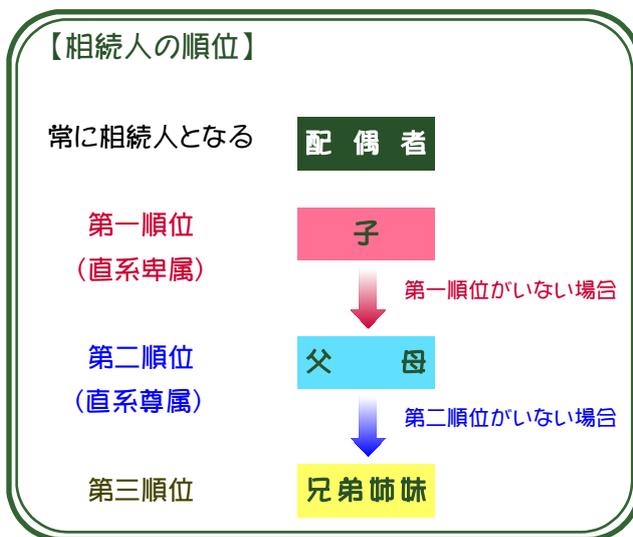
ひちやくしゅつし

非嫡出子…婚姻外に生まれた子(認知が必要)

おい、めい

甥、姪…兄弟姉妹の子

配偶者については常に法定相続人になりますが、配偶者以外の人にはかならず法定相続人になるわけではなく、下図のような順位が定められており、上位の人がいるときは、下位の人には相続できないこととなります。



第一順位は、被相続人の子どもで、その子供がすでに亡くなっているときは、孫が第一順位となります。

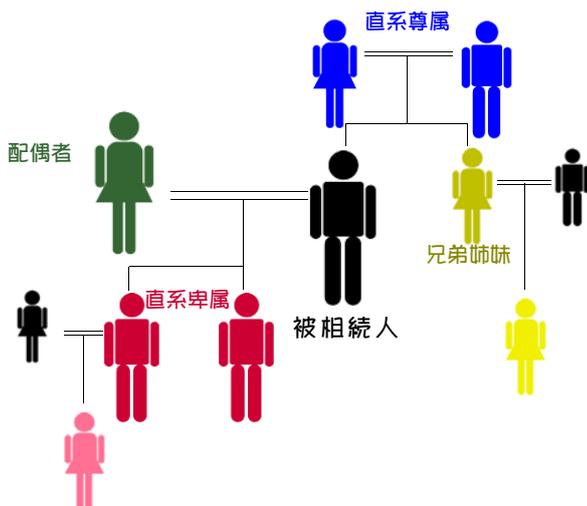
第二順位は、被相続人の父母で、その父母がすでに亡くなっているときは、祖父母が第二順位となります。

第三順位は、被相続人の兄弟姉妹で、その兄弟姉妹がすでに亡くなっているときは、甥や姪が第三順位となります。

●まとめ

したがって、被相続人に子がいるときは、配偶者のほかは、その子だけが相続人となり、孫や父母、兄弟姉妹がいても、相続権はないこととなります。

次回は「**相続人の判定の具体例**」についてお送りする予定です。



労災保険給付

手続きの流れ

労災事故が
起きた!!

という時、まずは病院へ行くのが一番ですが、「それからどうしたらいいのかわからない！」

という方がたくさんいらっしゃるかと思います。

今日は、労災保険給付の手続きの流れを簡単にご説明いたします。

STEP1 労災事故発生！

病院では、①労災事故である旨を医師へ告げ、②健康保険証は使わないでください。労災事故等で病院にかかった場合は、労災保険から給付されます。健康保険で治療費を支払ってしまうと、後から手続きが煩雑になってしまいます。

STEP2 療養費の請求

病院によって、労災指定の病院とそうでない病院があります。その違いによって、請求用紙が変わってきますので、確認が必要です。

● 労災指定病院の場合

病院で治療費を支払う必要はありません。

「療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」を記載し、病院へ提出します。

それで、治療費に係る手続きは終了です。

● 労災指定病院以外の場合

病院では、治療にかかった費用すべて(10割)を一度支払います。そして、「療養補償給付たる費用の請求書(様式第7号)」を記載し、病院で支払った費用の領収証を添付し、所轄労働基準監督署へ提出します。後日、被災者本人の銀行等の口座へ、支払った額がすべて返金されます。

☆STEP UP☆ 様式第5号や7号には、その労災事故がいつ、どこで、どのようにして発生したのか等、記載します。被災者本人や報告を受けた上司等に詳しく状況を確認しておくことが必要です。

STEP3 休業中の賃金

被災者が事故後、すぐには業務に復帰できず休業を余儀なくされた場合、その休業中の賃金はどうしたらよいのでしょうか？

被災者が業務上のケガ等により、①療養のため、②労働することができず、会社から③賃金を受けない日の第4日目から、労災保険より休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書(様式第8号)」を所轄労働基準監督署へ提出すると、後日、被災者本人の銀行等の口座へ入金されます。

休業補償給付の額は、労働基準法に定められている平均賃金(労災保険では、給付基礎日額といいます)に相当する額の80%(特別支給金含む)を医師が労働

不能と認めた日数分、支給

されます。会社から賃金を受けないことが条件ですので、一部でも賃金を受けている場合は、給付額が減額されることがあります。



☆STEP UP☆ 賃金を受けない第3日目まで(以下、待機期間)は事業主が自ら労働基準法第76条に基づく休業補償をしなくてはなりません。この期間についても、平均賃金の60%以上の賃金を事業主が支払わなくてはなりません。

STEP4 労働者死傷病報告

労災事故等により、死亡または休業した場合は、「労働者死傷病報告(様式第23号)」を所轄労働基準監督署へ提出しなければなりません。給付の請求をするかどうかにかかわらず提出する必要があります。

労災保険給付には、今回説明した給付以外にも障害補償給付や遺族補償給付等があります。その都度、請求書や添付書類が異なりますので、よくご確認のうえ、ご提出ください。

地震保険料控除

平成18年度税制改正において、従前の損害保険料控除を改組し創設された所得控除制度であり、平成19年分以降の所得税(住民税は平成20年度分以降)から適用となります。

まず、はじめに...

● 損害保険料控除とは？

所得税の計算

(所得金額 - 所得控除) × 税率 = 所得税額

この中のひとつ

☆ 保険の種類・支払金額に応じて控除額は異なります。

長期: 保険期間が10年超かつ満期返戻金あり

短期: 長期以外

従来は、長期・短期あわせて15,000円までしか、損害保険料控除が受けられませんでした。しかし、地震保険料控除が設けられ、最高50,000円までの控除が可能となりました！

● 対象となる保険内容

イ. 居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とすること。

ロ. 地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛け金の全額。



● 従来の損害保険料控除の経過措置

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る支払保険料等(上記の地震保険料相当分は除く)は15,000円を限度に所得控除できます。

また、地震保険料控除との併用もでき、その場合の所得控除額は併せて50,000円(損害保険料控除分15,000円、地震保険料控除分35,000円)となります。なお、従来の短期損害保険料控除については廃止となりました。

【損害保険料控除新旧対照表】

	区分	平成18年	平成19年以降
長期損害保険料	①地震保険	損害保険料控除	損害保険料控除 地震保険料控除 (選択可)
	②地震保険以外		損害保険料控除 (平成18年末までの 契約分のみ)
	①+②の 控除限度額	15,000円	50,000円
短期損害保険料		損害保険料控除	廃止

例

年間地震保険料支払額 25,000円

年間長期損害保険料支払額 50,000円

改正後

- 地震保険料控除のみ
⇒25,000円の所得控除
- 両者の併用
⇒40,000円の所得控除
地震保険料 25,000円
長期損害保険料 15,000円

改正前

- 従前の損害保険料控除
⇒15,000円の所得控除だけ

地震保険料控除は、従前の損害保険料控除と比較して、控除限度額が大幅に増額されています。是非、有効に活用されてみてはいかがでしょうか。

編集後記

今回は特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度の部分を担当しました。これまで本誌でも何度か紹介しておりましたが、平成19年度の税制改正で変更となりましたので紹介しました。今後も税制についてわかりやすく紹介していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。(泉谷)

月刊グローバル 2007年6号

2007年5月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます